

新型コロナウイルス感染症に係る 事業者向け支援策のご案内

(令和2年6月19日時点の情報です。ご利用に当たっては、実施機関において最新の情報をご確認下さい。)

1 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金

【給付対象者】新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降、売上が前年同月比で50%以上減少した月がある資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等の事業者

【給付額】法人 200万円、個人事業者 100万円。ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。

【申請期間】令和3年1月15日(金)まで

【問い合わせ先】持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570 [IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00(土祝日を除く日曜日から金曜日) 8月以降は8:30~17:00(土祝日を除く日曜日から金曜日)

2 家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者に対して、事業の継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的とした給付金

【給付対象者】テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等の事業者であって、1ヶ月の売上高が前年同月比50%以上減少又は連続する3ヶ月の売上高が前年同月比30%以上減少

【給付額・給付率】申請時の直近の支払家賃(月額)に係る給付額(月額)の6倍(6ヶ月分)。給付率は2/3、給付上限額(月額)は、法人 50万円、個人事業者 25万円とし、6ヶ月分を給付する。複数店舗を所有する場合など、家賃の総支払額が高く、上限を超える場合は、給付上限超過額について給付率1/3、給付上限額(月額)は、法人 100万円、個人事業者 50万円

3 感染症対策関連物資生産設備補助事業

N95マスク等のニーズが高い物資について、生産設備の整備・増強に係る費用を補助する。

【補助率】N95マスク等(中小企業3/4、大企業2/3)

4 実質3年間無利子・無担保融資等

(1) 商工組合中央金庫(危機対応融資)

【融資対象】最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少等

【融資期間】運転資金15年以内、設備資金20年以内(据置期間5年以内)

【融資限度額】6億円 【利率】商工中金所定の利率。一定の要件を満たす場合は、特別利子補給制度により、残高2億円、当初3年間は実質無利子

【問い合わせ先】

商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711 受付時間 9:00~17:00(平日土日祝日)

商工組合中央金庫津支店 059-228-4155 受付時間 9:00~19:00(平日)

商工組合中央金庫四日市支店 059-351-4871 受付時間 9:00~19:00(平日)

(2) 日本政策金融公庫(新型コロナウイルス感染症特別貸付)

【融資対象】最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少等

【融資期間】運転資金15年以内、設備資金20年以内(据置期間5年以内)

【融資限度額】中小事業6億円、国民事業8,000万円 【利率】基準利率。一定の要件を満たす場合は、特別利子補給制度により、残高2億円(中小事業)、4,000万円(国民事業)、当初3年間は実質無利子

【問い合わせ先】

日本政策金融公庫津支店(中小企業事業) 059-227-0251 受付時間 9:00~17:00(平日)

日本政策金融公庫津支店(国民生活事業) 059-227-5211 受付時間 9:00~17:00(平日)

日本政策金融公庫四日市支店(国民生活事業) 059-352-3121 受付時間 9:00~17:00(平日)

日本政策金融公庫伊勢支店(国民生活事業) 0596-24-5191 受付時間 9:00~17:00(平日)

(3) 民間金融機関(信用保証付融資)

【融資対象】売上高が前年同月比5%~15%以上減少等 【融資期間】10年以内(据置期間5年以内)

【融資限度額】4,000万円 【利率】三重県中小企業融資制度の新型コロナウイルス感染症対応資金においてセーフティネット保証4号・5号・危機関連保証のいずれかを利用し、一定の要件を満たす場合は、利子補給制度により当初3年間は実質無利子、信用保証料についてもゼロ又は1/2に減免。

【問い合わせ先】お取引先又はお近くの金融機関

中小企業金融相談窓口 0570-783183 受付時間 9:00~17:00(平日土日祝日)

5 雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成する助成金。

【主な特例措置の内容】

○助成内容・対象の拡充

- ①休業手当に対する助成率の引上げ(中小企業4/5、大企業2/3)
- ②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業10/10、大企業3/4)
- ③助成額の日額上限額の引上げ(15,000円)
- ④教育訓練を実施した場合の加算額の引上げ(中小企業2,400円、大企業1,800円)
- ⑤1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- ⑥雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象拡大
- ⑦出向期間要件の緩和(1ヶ月以上1年以内)

○受給要件の更なる緩和

- ①生産指標要件の緩和(1ヶ月5%以上減少) ②休業規模の要件緩和(中小企業1/40、大企業1/30)

○活用しやすさ

- ①短時間一斉休業の要件を緩和 ②残業相殺制度の当面停止 ③申請書類の大幅な簡素化

【緊急対応期間】令和2年9月30日(水)まで 【問い合わせ先】三重労働局職業対策課助成金センター 059-213-9870

6 納税猶予制度

【対象の税】令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての国税(印紙で納めるもの等を除く)

【要件】新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少した場合で、1年間猶予。

【問い合わせ先】所轄の税務署

7 印紙税の非課税措置

【対象の税】特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税

【要件】新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその影響を受けた事業者に対して行う通常より特別に有利な条件で行う貸付けに際して作成される消費貸借契約書について非課税。

【問い合わせ先】所轄の税務署

8 固定資産税等の減税・免税

【対象の税】令和2年度分の事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税、事業用家屋に対する都市計画税

【要件】令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率が、50%以上減少で免税、30%以上50%未満減少で1/2減免。

【問い合わせ先】中小企業 固定資産税の軽減相談窓口 0570-077322 受付時間 9:30～17:00(平日のみ)

中央会の支援・助成事業 募集のお知らせ

当中央会では、次のとおり事業実施組合を募集しています。

1. 個別指導

組合等の抱える様々な問題について、専門家を活用して指導・研究会・講習会・監査を実施し、中小企業経営の一層の円滑化及び組合組織運営の一層の適正化を図ります。

年間 延15回実施 [自己負担割合]補助対象経費の3分の1

2. 事業継続力効果計画支援指導

令和元年7月に施行された中小企業強靱化法に基づき、防災・減災等危機的状況下への対応に取り組む組合等並びに組合員の「事業継続力強化計画」策定への取組みについて、専門家を活用して指導・講習会を実施し、事業継続力強化計画策定率の向上を図ります

年間 延2回実施(1組合等)

3. 取引力強化推進事業(中小企業組合等課題対応支援事業)

中小企業・小規模事業者の連携による、共同販売・共同宣伝、組合員の事業・企業紹介等のための組合が行うホームページやチラシの作成等、共同事業の活性化・組合員の受注促進等の取引力強化促進を図るための取組みに対して補助対象経費を補助(助成)します。

[自己負担割合]補助対象経費の3分の1 応募受付:令和2年6月8日(月)～8月7日(金)

4. 令和2年度諸制度改正に伴う専門家派遣等事業・専門家派遣

組合等を対象に諸制度改正に伴う多様な課題について、中小企業・小規模事業者が適正かつ円滑に対応できるよう、専門家を派遣します。税務、労務、法律問題、生産性の向上など経営上の諸課題解決のため、税理士・弁護士・中小企業診断士等の専門家を派遣します。

詳細は、当中央会へお尋ねください。また、困ったことがあればご相談ください。